富山県のうち 黒部市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量六十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
富山県のうち 黒部市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量六十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
静岡県のうち 浜松市のうち天竜区	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
静岡県のうち 浜松市のうち天竜区	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
静岡県のうち 島田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		

静岡県のうち 島田市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十一キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十一キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
静岡県のうち 富士市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
静岡県のうち 富士市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
静岡県のうち 焼津市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
静岡県のうち 焼津市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上
に、		